

小糸グループ人権方針

小糸グループは、「光」をテーマとして顧客のニーズを創造し、社会の進歩発展に貢献するとともに、株主・顧客・従業員・取引先等すべてのステークホルダーとの共存共栄を図ることを経営の基本方針とした「小糸グループ行動憲章」を定めています。本憲章に従い、企業に求められる国内外のあらゆる法令、国際ルール、及びその精神はもとより、企業倫理に沿った企業行動を実施しております。

さらに、社会の持続的な成長に向け、事業活動を通じた社会的課題の解決を図るとともに、社会的責任を果たして参ります。

本方針は、小糸グループ行動憲章に基づく、人権に関する最上位の方針として位置付けます。

1. 人権尊重へのコミットメント

小糸グループは、すべての人々の人権を尊重します。また、自らの事業活動が、潜在的にあるいは実際に人権への影響を及ぼす可能性があることを理解した上で、他者の人権を侵害しないよう最大限に配慮し、自らの事業活動上生じる人権への負の影響に対処していきます。

2. 適用範囲

本方針は、小糸グループ(株式会社小糸製作所及びその連結子会社)のすべての役員と従業員に適用されます。

また、すべてのビジネスパートナーの皆様にも、本方針を理解し、支持していただくことを期待します。

3. 国際的規範の尊重

小糸グループは、「国際人権章典」及び「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言」などに規定されている国際的に認められた人権(結社の自由及び団体交渉権、あらゆる形態の強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業における差別の排除、安全で健康的な労働環境など)を尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、実践に向けて取り組みます。

また、小糸グループは事業活動を行う国や地域の法令を遵守します。当該国や地域の法令と国際的に認められた人権の間に矛盾がある場合、法令を遵守しつつ国際的に認められた人権を最大限尊重する方法を追求していきます。

4. 人権デュー・ディリジェンス

小糸グループは、自らの事業活動上生じる人権への負の影響を特定、評価、予防、軽減するための一連の仕組み(人権デュー・ディリジェンス)を構築し、これを継続的に実施します。

5. 是正・救済

小糸グループは人権に対する負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じて、その是正に取り組むとともに、人権に対する負の影響について適切な救済が可能となるよう、体制を整備します。

6. 教育

小糸グループは、本方針の周知と実践に向け、適切な教育を行います。

7. 情報開示

小糸グループは公式ホームページやその他のコミュニケーション手段を通じて、人権に関する取り組みの進捗状況を適切かつ公正に開示します。

8. ステークホルダーとの対話・協議

小糸グループは、自らの事業活動上生じる人権への負の影響を特定、評価、予防、軽減するために、専門家の意見も踏まえながら、関連するステークホルダーと建設的な対話や協議を行っていきます。

2024 年 5 月 29 日

株式会社小糸製作所

代表取締役社長

A handwritten signature in black ink, reading '加藤 充明' (Kato Akio).